

平成27年第1回墨田区議会定例会提出予定案件（追加）

予算

- 1 平成26年度墨田区一般会計補正予算

条例

- 1 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

平成27年第1回墨田区議会定例会提出予定案件概要

<条例>

1 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定するほか、国民健康保険法施行令の一部改正(27.3.4 公布、27.4.1 施行)に伴い賦課限度額の引上げ等を行う。

(2) 内容、施行期日等

別紙のとおり

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例概要

1 保険料率の改定等

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部改正（27.3.4 公布、27.4.1 施行）に伴い賦課限度額を引き上げる。

区 分		現 行	改 正 案
基礎賦課額	所 得 割	6.30 / 100 〔賦課割合：56/100〕	6.45 / 100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	32,400円 〔賦課割合：44/100〕	33,900円 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	510,000円	520,000円
後期高齢者 支援金等賦 課額	所 得 割	2.17 / 100 〔賦課割合：56/100〕	1.98 / 100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	10,800円 〔賦課割合：44/100〕	現行どおり 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	160,000円	170,000円
介護納付金 賦課額	所 得 割	1.77 / 100 〔賦課割合：50/100〕	1.62 / 100 〔賦課割合：50/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	15,300円 〔賦課割合：50/100〕	14,700円 〔賦課割合：50/100〕
	賦 課 限 度 額	140,000円	160,000円

2 保険料率の改定に伴う保険料の減額等の改正

国民健康保険法施行令の一部改正（27.3.4 公布、27.4.1 施行）に伴い低所得世帯の保険料の均等割額の減額に係る所得算定基準を改めるとともに、被保険者均等割の保険料率の改定に伴い均等割額から減額する額を改める。

区 分	現 行			改 正 案		
	算定基準	被保険者1人につき減額する額		算定基準	被保険者1人につき減額する額	
7 割減額 世 帯	所得が33万円を 超えない世帯	基礎	22,680円	現行どおり	基礎	23,730円
		後期	7,560円		後期	現行どおり
		介護	10,710円		介護	10,290円
5 割減額 世 帯	所得が〔33万円 + 24万5千円×被保 険者数〕を超 えない世帯	基礎	16,200円	所得が〔33万円 + 26万円×被保 険者数〕を超えな い世帯	基礎	16,950円
		後期	5,400円		後期	現行どおり
		介護	7,650円		介護	7,350円
2 割減額 世 帯	所得が〔33万円 + 45万円×被保 険者数〕を超えな い世帯	基礎	6,480円	所得が〔33万円 + 47万円×被保 険者数〕を超えな い世帯	基礎	6,780円
		後期	2,160円		後期	現行どおり
		介護	3,060円		介護	2,940円

* 基礎：基礎賦課額

* 後期：後期高齢者支援金等賦課額

* 介護：介護納付金賦課額

3 一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例の恒久化

国民健康保険法の一部改正（24.4.6 公布、27.4.1 一部施行）により、平成22年度から平成26年度まで実施されている保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業を恒久化することに伴い、両事業に係る拠出金及び交付金を基礎賦課総額の算定の対象に加える。

4 保険料の減免申請期限の特例

減免に係る申請を期限までに行うことができない場合に区長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期限後に減免申請することができることとする。

5 施行期日等

本年4月1日

平成26年度 墨田区一般会計補正予算(第9号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
110,687,226	144,255	110,831,481

歳 出 144,255 千円

1	総務費	10,000千円
(1)	総務管理費	10,000千円
	・ 総合戦略策定経費	10,000千円
2	民生費	36,000千円
(1)	児童福祉費	36,000千円
	・ 子育て応援商品券交付事業費	36,000千円
3	産業観光費	98,255千円
(1)	商工費	98,255千円
	・ 区内共通プレミアム商品券発行事業費	74,055千円
	・ (仮称)すみだまるごとバル実施経費	24,200千円

歳 入 144,255 千円

1	国庫支出金	100,255千円
(1)	国庫補助金	100,255千円
	・ 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金	100,255千円
2	都支出金	44,000千円
(1)	都補助金	44,000千円
	・ 地域消費喚起特別支援事業費	44,000千円

繰越明許費

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	総合戦略策定事業	10,000
民生費	児童福祉費	子育て応援商品券交付事業	36,000
産業観光費	商工費	区内共通プレミアム商品券発行事業	74,055
産業観光費	商工費	(仮称)すみだまるごとバル実施事業	24,200